

保育施設を利用できる方

保育所や認定こども園での保育を希望し、保育認定（2・3号認定）を受けるためには、以下の「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。

- 就労している（就労の形態は問わないが、一時預かりで対応可能な短時間労働は除く）
- 疾病にかかっている、もしくは負傷している
- 精神、身体に障がいがある
- 同居の親族を常時介護している
- 災害復旧中
- 就学中

※以下の理由に該当する場合は保育の利用期間に制限があります。

- 妊娠中、または産後間もない（出産または出産予定日の前2カ月および出産後3カ月）
- 求職活動中（90日間）
- 育児休業中（育児休業対象児の出産後1年を経過する日の属する月の末日まで）

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までのすべてのお子さんおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんの利用料が無償となりました。

幼児教育・保育の無償化により、利用料は無償化されますが、副食費については保護者の皆さまにご負担いただきます。詳しくは下記の通りです。

☆3～5歳児について

【1号認定】利用料は無償。副食費については施設へ支払い。

【2号認定】利用料は無償。副食費については実費徴収となり、施設へ支払い。

なお、どちらの認定も年収360万円未満相当の世帯は副食費が免除となります。

☆0～2歳児について

住民税非課税世帯のみ保育料無償。副食費については今まで通り保育料の一部として施設へ支払い。

★すでに国の制度で無償となっている方については無償です。

また、町独自の第3子以降の保育料無償化は継続して実施し、副食費についても無償化します。利用料や副食費の免除の対象者については、町から個別にお知らせします。

認定区分ってなに？

2・3号認定（保育認定）

- 保育所を利用する場合や認定こども園で保育を希望する場合に該当。

1号認定（教育認定）

- 子どもが満3歳以上で幼稚園を利用する場合や認定こども園で教育を希望する場合に該当。
- 保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが利用可能。
- 休園日は、土・日曜日、祝日、夏・冬・春休み期間。（期間中は預かり保育を実施）



友達がたくさんできて
いっぱい遊べるよ！

施設見学について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設見学を希望する場合は、あらかじめ各園へお問い合わせください。

- さくらの保育園 ☎ 87-0081
- ひがしね保育園 ☎ 85-5218
- 愛真こども園 ☎ 85-3160
- よつばこども園 ☎ 85-0084

年度途中入所（4月入所以外）をご希望の方へ！

年度途中に入所をご希望の場合も、お早めにご相談ください（利用調整の都合上、入所希望月の3カ月前までにはご相談ください）。随時相談を受け付けてはいますが、入所希望月の施設の状況などにより利用施設を調整させていただくため、希望に添えない場合があります。ご了承ください。

申込期間

10月1日(金)~29日(金)
午前9時~午後5時15分(※土日を除く)

令和4年4月からの

新入園児と転園希望児を募集します

問い合わせ 健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212



保育所 (対象区分：2号・3号認定)

施設名	認定区分	定員	対象児童 (R4.4.1現在)	開所時間 (延長保育含む)	特別保育サービス	バス
ひがしね保育園 ☎85-5218	2・3号	60	0~5歳	午前7時~午後7時	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育(産休明け保育含む)、 障がい児保育	○
さくらの保育園 ☎87-0081	2・3号	150	0~5歳	午前7時~午後7時	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育(産休明け保育含む)	○

※ひがしね保育園の障がい児保育の利用時間については、個別相談の上、決定させていただきます。

※バスの運行につきましては、利用希望人数により検討する場合があります。

認定こども園 (対象区分：1号・2号・3号認定)

施設名	認定区分	定員	対象児童 (R4.4.1現在)	開所時間 (延長保育含む)	特別保育サービス	バス
愛真こども園 ☎85-3160	3号	60	0~2歳	午前7時~午後7時	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育(産休明け保育含む)	×
	2号	50	3~5歳			
	1号	10	満3~5歳			
よつばこども園 ☎85-0084	3号	36	0~2歳	午前7時~午後7時	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育(産休明け保育含む)	○
	2号	44	3~5歳			
	1号	10	満3~5歳			

利用の申し込みについて

■対象者

- ・町内に住所がある方で、令和4年4月から新たに利用を希望する方
- ・~~現在利用中の施設から他施設へ転園希望の方~~
- ・認定こども園を利用中で、新たに認定区分(保育認定・教育認定)を変更したいという方

※町外の施設に入所希望の方も、はじめに白鷹町子育て支援係へご相談ください。

※現在利用中の施設を引き続き利用される方は、今回の申込期間内での手続きは不要です。

■**申込方法** 申込期間内に、後述の申込窓口まで申込書と添付書類を提出してください。

■**申込書類** 各施設および健康福祉課に用意してあります。

■申込窓口

2・3号認定 ⇒ 健康福祉課子育て支援係

1号認定 ⇒ 各施設

※延長保育と一時預かり保育の申し込みは各施設にて随時受け付けます。

出生前の仮受付も可能です！

■**対象者** 令和4年2月1日までに生まれる予定のお子さんで、4月から保育所などの利用を希望する方

■**申込書類** 健康福祉課に用意してあります。

■**申込方法** 申込期間内に後述の申込窓口まで提出してください。(※名前は空欄で提出)

■**申込窓口** 健康福祉課子育て支援係